

## 日本オリエント学会だより

- 1) 第55回大会    2) 学会奨励賞    3) 作文コンクール    4) 新入会員    5) 会員消息

### 1) 第55回大会

期 日：2013年10月26日（土）～27日（日）

会 場：京都外国語大学

担 当：第55回大会実行委員会

委員長：堀川 徹

委 員：稲葉 穂，大江 節子，東長 靖，南 博史，横内 吾郎

第1日 10月26日（土）

14：10～ 公開講演会

17：15～ 奨励賞授与式

18：00～ 懇親会

第2日 10月27日（日）

10：00～ 研究発表

参加者 183名

### プログラム

第1日 公開講演会 京都外国語大学1号館小ホール（171教室）

14：10～15：30 尾崎貴久子（防衛大学校・准教授）

「中世イスラーム都市社会の飲食」

15：50～17：10 泉 拓良（京都大学大学院総合生存学館・教授）

「古代フェニキアの都市と郊外：レバノンでの発掘調査から」

第2日 研究発表 4部会

京都外国語大学8号館843, 844, 852, 854教室（口頭発表）

8号館1階ロビー（ポスター発表）

### 研究発表者・題目

#### 第1会場

1. 藤井 純夫・ 足立 拓朗 アラビア半島北西部における先史遊牧民遺跡の分布調査
2. 三木 健裕 紀元前5千年紀，イラン南西部における鈍黄色黒彩土器の受容：タル・イ・ジャリA遺跡出土土器の分析
3. 関廣 尚世 古代スーダンにおける鉄器使用と製作技術試論
4. 金井 年 古代アナトリアの都市プラン
5. 堀岡 晴美 文学作品に見られる MAR. TU の表現と背景
6. 渡辺 和子 エサルハドンの「王位継承誓約文書」新資料からみる契約宗教成立の背景

- 7. 高橋 優子 エサルハドン王位継承誓約文書と申命記：文学的依存関係再考
- 8. 渡井 葉子 紀元前1千年紀バビロニアにおける家：文書資料から
- 9. 南部 玲生 アルサケス朝後期における「諸王の王」：アルタバヌス2世とヴォログセス1世を中心に

## 第2会場

- 1. 河合 望 アブ・シール南丘陵遺跡の岩窟遺構から出土したライオン女神像について
- 2. 矢澤 健・吉村 作治 エジプト・ダハシュール北遺跡出土の新王国時代の黒色木棺について
- 3. 近藤 二郎 アメンヘテプ3世治世末期の岩窟墓のレリーフ装飾について
- 4. 銭廣 健人 葬送用コーンと印判付レンガの関係
- 5. 藤井 信之 エジプト第26王朝期の將軍および提督たち：軍制の変化からみたサイス朝の支配体制
- 6. 田澤 恵子・中野 智章・古川 桂 ローマ支配下のエジプトにおける神殿についての一考察：アル・ザヤーン神殿（ハルガ・オアシス）の調査
- 7. 四角 隆二・阿部 善也 サーサーン朝領域に搬入された東地中海系ガラス
- 8. 内記 理 ガンダーラ地方における石積の年代
- 9. 青木 健 福建省霞浦県「マニ教徒村」文物の予備報告

## 第3会場

- 1. 法貴 遊 12世紀アンダルススの医学者による薬品の吸引作用に関する議論について
- 2. 柳谷あゆみ 都市住民の降伏：549/1154年ダマスカスの事例から
- 3. 大塚 修 アブー・サイードとティムールの狭間で：イルハーン朝末期地方政権によるイラン概念の政治的利用
- 4. 熊倉和歌子 16世紀ファイユーム地方の水・税・記録管理：オスマン朝エジプト統治初期の地方統治体制とその展開
- 5. 堀井 聡江 シャリーアの時効制度におけるカーヌーンの影響
- 6. 秋葉 淳 18世紀オスマン帝国における法の適用と法学書の流通：アナトリアにおける地域的多様性
- 7. 塩野崎信也 「タタール」から「アゼルバイジャン」へ
- 8. 小野 亮介 アメリカ人たちの見たカザフ遊牧民の大移住：1952年のスリナガル・キャンプ滞在前後を中心に
- 9. 若松 大樹 トルコにおけるクルド系アレヴィーの人々の宗教的実践と社会範疇の形成：預言者一族崇敬を通して
- 10. 三代川寛子 20世紀初頭におけるコプト・キリスト教徒の民族意識形成：コプト語復興運動を事例に

## 第4会場

- 1. 井上 貴恵 ルーズビハーン・バクラー著『酔語注解』におけるハッラージュ思想解釈
- 2. 宋 暎恩 ジャーミーの『尊い真珠』に見られる合理主義と伝統主義の克服としての存在一性論
- 3. 千葉 昌子 16世紀ニザーミー詩編『神秘の宝庫』の描かれ方
- 4. 所 木綿子 アブドゥルカーディル・ジャザーイリーにおけるキリスト教と西欧理解

## 企画セッション

テーマ「閉じた人文学から開いた人文学へ：資料のデジタル化がもたらすもの」企画代表 永井正勝

- 5. 竹内 茂夫 音楽資料のデジタル化：微分音などの記譜の共有に関する試み

6. 菊地 敬夫 古代エジプト壁画資料のデジタル化：アムドゥアト書の史料化を例として
7. 江添 誠 東地中海地域の初期キリスト教会堂遺構のデータベース化
8. 討論

#### ポスターセッション

1. 門脇 誠二・赤司 千恵・西秋 良宏 新石器時代農耕民による穀物貯蔵の地考古学的研究：ギョイテベ遺跡の事例（南コーカサス）
2. 吉村 作治・近藤 二郎・西坂 朗子・高橋 寿光 エジプト・アメンヘテプ3世王墓第3期壁画保存修復プロジェクト
3. 永井 正勝 古代エジプト神官文字文書のアノテーション付与型データベース：Hieratic Database Project (HDB) の取り組み
4. 関廣 尚世 古代スーダンの製鉄技術復元試論：メロエ遺跡表採資料理化学分析成果を中心として
5. 月本 昭男・市川 裕・長谷川修一・小野塚拓造 物質文化からみた形成期のユダヤ教共同体と鉄器時代末期の大型複合建造物：テル・レヘシュ第7次発掘調査成果報告

#### 第1会場

1. アラビア半島北西部における先史遊牧民遺跡の分布調査 藤井 純夫・足立 拓朗

西アジア先史遊牧社会の形成過程を追跡するため、大シリア沙漠（Baida ash-Sham）の南北両端、すなわちシリア中部のビシュリ山系とヨルダン南部のジャフル盆地で、遺跡調査を続けてきた。その結果、内陸乾燥域における新石器時代から中期青銅器時代までの墓制編年を構築することができた。2012年からは調査範囲を南に大きく拡大し、サウジアラビア北西部タブーク州における先史遊牧民遺跡の調査に着手している。これによって、「肥沃な三日月弧」内側の先史遊牧社会全体を視野に入れることが可能になった。

2012年12月に実施した第一次分布調査では、先土器新石器Bのテル型集落遺跡や銅器時代から前期青銅器時代にかけての各種墓域の存在を確認した。その結果、遊牧化初期の様相は隣接のジャフル盆地とほぼ対応するものの、その後の展開はやや異なるとの展望を得た。

2013年9～10月の第二次分布調査では、近い将来に発掘を予定しているアル・アイーナ遺跡（Al-Aynah）、ワディ・シャルマ1号遺跡（Wadi Sharma 1）の地形測量と表採を行った。また、ワディ・グバイ遺跡群（Wadi Ghubai Sites）の分布調査を実施し、各種遺構の写真撮影・計測・記録及び分布図作成を行った。加えて、確認した遺構のうち円塔墓1基（F-3045）を試掘した。その結果、側壁に明確な入り口を持たないこと、支柱を用いた持ち送り構造であること、などの事実が判明した。この点でサウジ北西部の円塔墓は、シナイ半島やアラビア半島南半・湾岸地域の典型的な円塔墓とは異なっているように思われる。今後の調査で詳しく検討していきたい。

2. 紀元前5千年紀、イラン南西部における鈍黄色黒彩土器の受容：タル・イ・ジャリA遺跡出土土器の分析

三木 健裕

紀元前5千年紀はじめ、イラン南西部ファールス地方では、鈍黄色黒彩土器（black-on-buff ceramics）を特徴とするウバイド文化と関連した物質文化が受容され、それまでのシャムサブード文化期からバクーン文化期へと変化した。現在イラン南西部での鈍黄色黒彩土器の受容に関する研究には、問題点が二点認められる。第一点として、バクーン文化の開始年代が不明確である点が指摘される。第二点として、どのような過程で鈍黄色黒彩土器が受容されていったのか把握できていないという点が挙げられる。以上の研究背景を踏まえ、本研究ではタル・イ・ジャリA遺跡出土土器（東京大学総合研究博物館所蔵）を対象にこれらの問題点を検討する。タル・イ・ジャリA遺跡

は後期土器新石器時代であるジャリ期、シャムサバード期から、銅石器時代のバクーン前期までが層位的に連続して見られる遺跡である。本研究は1959年に江上波夫、増田精一によって遺跡から発掘された資料を扱う。対象とするのは住居址を手がかりに層位の復元ができたC区出土資料であり、C区は発掘者によってバクーン期の文化層のみが認められると報告されていた。C区の層位は表土、Layer 1-4の5つに区分された。出土土器片を定量的に分析した結果、最上層でも鈍黄色黒彩土器は土器全体の20%にも満たず、シャムサバード期の厚手粗製土器が大多数を占めることがわかった。また鈍黄色黒彩土器が土器全体の中で徐々に増していき、Layer 2と3の間に画期がある様子も看取された。出土土器片の文様・器形を中心とした特徴を検討した結果、バクーン前期の特徴的な文様が見られる鈍黄色黒彩土器は上層（表土及びLayer 1-2）に限られ、下層（Layer 3-4）にはバクーン文化とは異なる鈍黄色黒彩土器片が見られることが示唆された。この結果と下層から得られた放射性炭素年代測定結果を組み合わせ検討した結果、バクーン文化として鈍黄色黒彩土器が受容されるようになるのはジャリA遺跡C区上層からであり、前5000年前後である可能性が高いことが示された。それ以前にあたる前6千年紀末の鈍黄色黒彩土器に関しては、器形の類似性からファールス地方西隣のスシアナ地方の鈍黄色黒彩土器との関係が示唆される。ファールス地方における鈍黄色黒彩土器の受容に関しては、以上を基にした上で、今後土器片の蛍光X線分析と岩石学的分析を用いても検証していく予定である。

### 3. 古代スーダンにおける鉄器使用と製作技術試論

関廣 尚世

メロエ遺跡は「アフリカのバーミンガム」や「鉄の都」の異名を持つ、スーダン共和国を代表する遺跡である。2011年には世界遺産にも登録され、ゲベルバルカルとナパタ地域の遺跡群とともに観光客の多くも訪れる。

20世紀の初頭より、J. ガースタング (Garstang) 率いるリバプール隊をはじめとして、欧米の調査隊や研究者がメロエ遺跡での調査・研究を行ってきた。しかし、その多くはピラミッドや神殿の調査を目的としており、この遺跡を最も特徴づける古代の製鉄技術や鉄器に関する考古学的研究や冶金学的研究が必ずしも進んでいるとは言えないのが現状である。本発表では、メロエ遺跡を中心に現在のエジプトとスーダン国境近くにあるトシュカ遺跡やアーミンナ遺跡出土の鉄器についても言及し、古代スーダンにおける鉄器使用と製作技術の復元を試みた。なお、本発表はポスターセッションとも連動している。

これまでの技術復元研究には主として、P. L. シニー (Shinnie) による炉跡検出、R. F. タイルコート (Tylecote) による羽口と坩堝の形式分類、タイルコートと T. レーレン (Rehren) によるスラグの理化学分析、B. アブドゥ (Abdu) と R. ゴードン (Gordon) による鉄器の理化学分析がある。

これらの研究史をひも解くと、採鉱・炭作り→選鉱・焙焼→製鉄→製錬・精錬・鍛錬鍛冶→仕上げという鉄器製作過程のうち、主として製鉄技術と製錬鍛冶にウエイトをおいた研究が行われてきたことがわかる。また、古代スーダンに鉄器を持ち込んだのは紀元前591年にプサメティコス2世がナパタを侵攻した際に伴ったギリシャ人傭兵と一般的に言われている。しかし、タイルコートによるメロエ出土スラグの放射性炭素年代やトシュカ遺跡やアーミンナ遺跡出土鉄器の理化学分析結果からは、①技術導入時期および②経路について再検討を促す成果も見受けられる。

この2つの視点のほか、③これまで主として確認されているのが製鉄炉であることから、鍛冶炉の復元、④メロエ遺跡以外に拠点的生産遺跡が存在するのかという点と製鉄遺跡と鍛冶遺跡とに差異があるのかという点、⑤スラグマウンドの規模やそれに含まれる鉱滓の種類と割合の検討、⑥鉄鉱石とスラグの成分差から読み取れる時期差、または地域差の検討などもあわせ、6つの視点が今後の古代スーダンの鉄器製作技術復元に必要である。

### 4. 古代アナトリアの都市プラン

金井 年

タイトルにいう「都市プラン」とは必ずしも「都市計画」の意ではなく、都市のヴィジュアルな空間構成のこと

であり、元来は歴史地理学で使われていた用語である。本報告ではまず古代ギリシア都市の組織と空間について概観し、それがローマタウンに継承され、さらにアナトリアに伝播する過程を追ってみた。ここで報告者が特に注目したのが、劇場ないしオデイオン（音楽堂）と呼称される公共施設である。なぜならこれらは基本的に娯楽を一義的にしたものであるからである。宗教施設や政治施設がギリシア・ローマのものを踏襲するのは、アナトリアがローマ帝国支配下に入れば当然ともいえようが、なぜ娯楽施設をギリシア・ローマ様式にのっとって新設ないし改変する必要があったのか、検討してみたいと考えた。報告ではギリシア都市の、アクロポリス—公有地（劇場・運動競技場）—私有地（住居）が、高所←低地という空間秩序をなしていること、紀元前5世紀におけるヒッポダモス・プランの出現・普及によって不整形の都市プランが計画性の強いものに変質し、同時に市街地の拡大が容易になったこと等を述べ、ローマ時代に入るとそれが一般化して広範な地域（アフリカ）にまで拡大したことにも触れた。さてこういった諸特徴、特に劇場・オデイオンがアナトリアにおいてもギリシア・ローマのものが踏襲され、都市内で大きな意義を有していたと推察されることを多くの図面を用いて説明し、なぜ《ギリシア式劇場》か、という問題提起に対しては、①エフェソス・ヒエラポリスなどの経済的に富裕な都市では娯楽の側面においてもギリシアが規範とされていたのではないかと、②ヒエラポリスに刻まれた碑文から、ローマ皇帝を称える意味も強かった、③ローマ時代における演劇・音楽の大衆化がアナトリアにおいて敷衍された、等の見通しを述べた。

## 5. 文学作品に見られる MAR.TU の表現と背景

堀岡 晴美

ウル第3王朝期行政経済文書で言及される MAR.TU のイメージとシュメール語文学作品におけるそれとの間にはかけ離れた印象がある。前者では都市行政に組み込まれた MAR.TU が見られ、後代の史料である後者では否定的な表現が目立つ。同時代の事務的記録とは異なり、文学作品の表現は作成者の立場と感情に影響され、時には MAR.TU の扱いに差異が生じる。『アガデの呪い』に見られる「山の MAR.TU、穀物を知らない人」は今日では「都市の枠外にいる非文明人」を意味するとされるが、そこにはすべてが否定的表現であるという先入観が働いている。ここでの MAR.TU はイナンナ神殿へ家畜を奉納する者であって敵対者ではない。山岳で牧畜に従事する MAR.TU を、すでに南部へ移住し農耕に従事するようになった者から区別するだけの語である。一方『マルトゥの結婚』では極端な敵意を表す。MAR.TU 神との結婚を望む娘に対し女友達が繰り返す蔑視表現は、婚姻によって MAR.TU の支配が自国（都市 Ilip）へ及ぶことを阻止したい住民感情の現れであり、MAR.TU に悪意を持つ立場からの言い回しである。

一貫して MAR.TU をウル王朝の敵と見なす『ウル王室書簡集』（文学作品）については、バビロン第1王朝ハムラビから3代にわたる治世下のニップルなどの書記学校でコピーされたものが今日伝わった。ウル第3王朝期がテーマであるにも拘わらずその時期の原本は発見されていない。コピーされた時期に原本も作成されたとするならば、この時期に MAR.TU への反感が生まれた理由として次の2点が考えられる。第一に、マルドックをパンテオンの最高位にまで高めようとしたハムラビの宗教政策に対し、最高神エンリルを奉じるニップルの神官や書記たちが反発し、MAR.TU を悪者に仕立て MAR.TU を祖先に持つハムラビに向かって文字による攻撃を仕掛けたのではないかと。もう1点は、ウル第3王朝期の MAR.TU には王朝に敵対した MAR.TU の一派ティドゥナムと、反対に協力関係にあった複数の MAR.TU の2系統があり、両系統の対立がハムラビの時代まで続いたと推測される事にある。ハムラビに倒されたラルサ王朝は後者の系統にあたり、ニップルはそのラルサの支配下にあった。『書簡』の中には敵対者の MAR.TU をティドゥナムに置き換えたヴァージョンがあり、それが証拠となるだろう。

## 6. エサルハドンの「王位継承誓約文書」新資料からみる契約宗教成立の背景

渡辺 和子

エサルハドンの「王位継承誓約文書」(Esarhaddon's Succession Oath Documents=ESOD, 紀元前672年)の副本がテル・タイナト(トルコ, 古代のクナリア)で発見され(2009), 暫定的な公刊がなされた(Lauinger 2012) 結

果、従来のニムルド版の欠損部がかなり補われて文書の構成が一層明らかになった。本文中には「未来永劫、アッシュルがあなた方の神であり、アッシュルバニバルがあなた方の主人である。あなた方の息子たち、孫たちは、彼（アッシュルバニバル）の息子たちを畏れるように」（§34）という宣言があり、またアッシュルの印章が押されたこの文書自体を「あなた方の神として守る」（§35）ことが要請されていることもわかった。この文書がクナリアの至聖所に安置されていたことは、その要請に従ったことを示すであろう。エサルハドンがアッシリア最大版図を達成したその時期に、ESODの粘土板が各地域の聖所に祀られたならば、神が批准した法的文書の神聖視がグローバル化されたことになる。

ESODは誓約文書であるだけでなく、最高神アッシュルが印章を押す「天命の書板」でもある。すでに中期アッシリア時代には、天命を定めるバビロニアの最高神エンリルとアッシュルを同一視する王たちがあり、そのうちのトゥクルティ・ニムルタ1世（在位前1243-1207年）がヌスクに献じた台座（アッシュル出土）の碑文では、「エンリルとアッシュルの廷臣であるヌスク」はトゥクルティ・ニムルタ1世の祈りをエンリルとアッシュルの前で日々繰り返す神とされている。台座側面には同形の台座に載る粘土板を王が礼拝する場面の浮彫があるが、その粘土板はおそらくアッシュル（すなわちエンリル）の「天命の書板」と思われる。さらにESODの調印に用いられた中期アッシリア時代の印章の銘文は判読不能であるが、同様の礼拝者像があり、この印章こそトゥクルティ・ニムルタ1世がアッシュルに献じた「天命の印章」かもしれない。印影に見られる、アッシュルとトゥクルティ・ニムルタ1世の間をとりなす神もヌスクと目される。

ESODはアッシュルへの排他的崇拝ではなく、アッシュルバニバルへの排他的忠誠を繰り返し要求する。それは武力では担保され得ない、誠心誠意の忠誠であった。この排他的忠誠の要求はB. Langが指摘するように、後の「申命記」などに見られるヤハウェへの排他的忠誠の要求（「申命記」6：4-5ほか）に影響したと考えられる。さらに神が与えた法的文書である契約文書の神聖視もESODから受け継いだといえるであろう。

## 7. エサルハドン王位継承誓約文書と申命記：文学的依存関係再考

高橋 優子

1955年にエサルハドン王位継承誓約文書（以下ESODと略記）が発見され1958年に出版される以前には申命記とパラレルをなす古代近東の資料として、もっぱらヒッタイトの条約が挙げられていた。ESOD発見出版以降にはこの状況が変わり申命記とESODの関係がより重要なものと考えられるようになった。とくに申命記28章は一見明白なパラレルを持つのでESODとの関係を確実に示すものにとらえる研究者が多くなった。さらに28章よりは弱い関係であるものの申命記13章の内容もESODとのつながりを持つと考える研究者がでてきた。しかしニムルド（カルフ）からしかESODが発見されていないことをはじめとして申命記とESODの関係を相対化する理由には事欠かず、コンセンサスが存在するとはいえない状況が続いていた。

しかし2009年にテル・タイナト（クナリア）でESODの写しが発見され、2011および2012年にこれに関する論文が発表されるに及んで、事態は大きく動いたと言える。アッシリア中心部以外でこれが発見されたということは、ユダ王国にも同様のものが存在したことの蓋然性を高めた。依然として、あえてESODの意義を無視する向きもないではないが、ESODの申命記への影響関係は以前よりはるかに現実味を帯びてきた。私見によれば、ESODの写しに直接的な影響を受けて原申命記（現在の申命記の12-26章と28章の大部分と考えられる）の一部（とくに13章と28章）が起草されたという推測が強化されたといえる。しかしLevinson and Stackert（2012）のように「現在の申命記全体がESODを参照して同時に起草された」と主張するのは、この方向での行き過ぎであると思われる。いわゆる原申命記と枠の間には文体や語彙の点で明白な相違が存在するからである。

本発表では、逐語的引用や諸要素の順序が同じというような分かりやすい指標の他に、ABの順序をBAに変えるといった「テキスト間の交差構造」に注目して、原申命記がESODの直接的影響のもとに成立したことを証明できることを提案した。聖書テキスト間での引用の際に要素の順序を入れ替えるというレトリックの伝統は以前か

ら指摘されていたのだが、ほとんど無視されてきた。最近 Levinson がこのレトリックの重要性を再度強調し、聖書テキスト間のみならず、ESOD (§4) と申命記 (13:1) の間にも認められるということに注意を向けた。本発表において具体的に示したように、この現象は他の部分にも繰り返し現れ、原申命記が ESOD に文学的に依存していることを強く示唆するものといえる。

## 8. 紀元前1千年紀バビロニアにおける家—文書資料から

渡井 葉子

紀元前1千年紀バビロニア（新バビロニア・アケメネス朝時代）の、とりわけ私的アーカイブには、家に関する文書（売買、賃貸及び建築・改築を伴う賃貸、交換、家族間での家の分割相続、家を抵当にした債務など）が数多くみられる。こうした文書には、家の材料・状態・構造・面積といった建築に関する側面に関する詳細な情報が含まれる。本発表では、文書資料から、新バビロニア時代の家の①ロケーションや近所の様子、②材料・家の状態・改修、③内部構造について検討する。

①家の売買文書には、四方の隣人の名前や隣接する通りが記されている。興味深いのは公道に出るための私的な通路の存在である。公道に隣接している家もこの私道を用いた例がある。また周囲に住む何人かの住民の間で共有されることもあり、おそらく人口密度の高い地区では、家の玄関は公道ではなく、袋小路の形になった私道に面していたと考えられる。こうした状況はバビロンの発掘では報告されていない。このような考古学資料と文書資料の間の差異は、おそらく、発掘された地区（伝統的な旧市街）と、文書で扱われている家の位置する地区（おそらく新市街）の社会環境・人口密度の違いによるものであろう。

②文書においては、「日乾しレンガ、梁、葦」が家の最も基本的な材料であり、また扉や藁も家の材料として言及される。発掘現場には植物は残っていないが、天井の梁、扉、門、階段、またいくつかの家具が木で作られていた。壁の土台と屋根の塗装や、「レンガ、梁、葦を用いた家の内部の工事」といった定期的な補修・改築が必要であった。

③文書に登場する、家のスペースを示すと思われる語彙は、貯蔵庫・サイロ・バン作りの作業場など、すべて貯蔵・作業に関係している。他方、居間・寝室などといった、住空間における部屋の用途を特定するような語彙は見られない。このことから、住空間に属するスペースは一つの用途によって定義づけられるものではなかったと考えられる。

新バビロニア時代の文書に含まれる詳細な情報により、西アジアに見られる伝統的な家屋は、その材料・構造等に関してはメソポタミアの時代から今日までほとんど変わることがなかったといえる。一方、家々の位置関係や面積など、文書資料と考古学資料で結果が食い違う点もあり、両資料を相互補完的に用いる必要がある。

## 9. アルサケス朝後期における「諸王の王」：アルタバヌス2世とヴォログセス1世を中心に

南部 玲生

前3世紀後半から後3世紀前半にイラン・イラク地域を支配したアルサケス朝は、パルティア人を中核とし、彼らが服属させた従属諸王国を総合した多元的な国家と理解されてきた。その君主「諸王の王」の王権は、特定の家系が王位を継承した前期（前2-前1世紀）には、パルティア人貴族層を支持基盤としつつも、諸王国の王たちの第一人者であったが、後期（1世紀以降）には内乱が相次ぎ、総じて弱体化していたとされる。

後期の「諸王の王」の中でもとりわけ史料が豊富であるアルタバヌス2世（在位10-38年）やヴォログセス1世（在位51-78年）の時代を扱った研究として Kahrstedt (1950) などがあり、アルタバヌス2世の中央集権化政策の意義を論じたが、彼を過大に評価する一方、その後の「諸王の王」を重視せず、後期の「諸王の王」の王権の実態や、その弱体化の過程と原因が十分に明らかにされたとは言い難い。

そこで、アルサケス朝後期の「諸王の王」の王権のあり方について、同時代のギリシア語・ラテン語史料を再検討すると、「諸王の王」が従属諸王国を利用した王権の確立と強化を志向し、その政策が結果的に王権の弱体化を

招くという状況が浮かび上がる。

例えば、傍系の出身で権力基盤が不安定だったアルタバヌス2世は、台頭するバルティア人貴族層に対抗し、自らの王位を維持するため、非バルティア人系の土着勢力と手を結んだ。彼は二度の廃位を経験したが、いずれも従属諸王国の援助によって復権し、諸王国に対し「諸王の王」として振る舞った。しかし彼の死後、その後継者は従属諸王国との関係を断ち切ることができず、従属諸王国が「諸王の王」位を左右するようになった。

ヴォログセス1世は、アルタバヌス2世の復権に功のあった従属諸王国にその栄典の返還を求め、さらに一部の従属諸王国に自らの一族を王として送り込むなどし、従属諸王国に対する「諸王の王」の優位性の確立を図った。これらの政策は彼の後継者たちによって継承された。

しかしヴォログセス1世の治世末期以後、従属諸王国という勢力基盤を得たアルサケス家の王族が内乱を起こすようになった。そのためアルサケス朝の分裂が進み、「諸王の王」の王権は弱体化した。そして相次ぐ叛乱の結果、土着系の従属王国ペルシスがアルサケス朝を滅亡させ、サーサーン朝の成立に至ったのである。

## 第2会場

### 1. アブ・シール南丘陵遺跡の岩窟遺構から出土したライオン女神像について

河合 望

早稲田大学古代エジプト調査隊は、1991年よりエジプト・アラブ共和国アブ・シール南丘陵遺跡にて調査を継続してきた。2001年の第10次調査から丘陵の南東斜面の発掘を開始し、岩窟遺構、石積遺構とその付属地下室など、丘陵における活動初期の遺構を発見した。岩窟遺構においてはテラコッタ製、土製像、木製彫像片、中王国時代の土器、植物遺存体などが出土した。なかでも、ライオンの女神像や雌ライオンの横臥像が顕著な遺物である。また、石積遺構に付属する地下室からも中王国時代の土器と共伴してライオン女神の土製像が出土した。これらの証拠から、岩窟遺構および石造建造物の付属地下室は、中王国時代においてライオン女神という同じ信仰の対象に関連する遺構であることが推測された。本発表では、これらの遺構で出土した計7体のライオン女神像あるいは雌ライオン横臥像について、製作年代、製作技法、ライフヒストリー、機能、像に対して行われた儀礼祭祀などを総合的に考察し、これらの像の性格とアブ・シール南丘陵遺跡における祭祀、信仰の側面を明らかにすることを目的とした。

岩窟遺構で出土したテラコッタ製のライオン女神像および雌ライオン横臥像は、古王国時代第4王朝のクフ王の名前が刻まれており、美術様式も古王国時代第4王朝の年代を示している。さらに、第6王朝のペピ1世の名前が台座に刻まれたものがあり、同王の時代に再利用されたことは明らかである。さらに、観察から液体を頭部からかける儀礼や儀式的な破壊行為があった可能性を指摘した。これらの儀礼的行為に関しては、文献史料にも言及があり、仮説を補強するものとして提示した。テラコッタ製像の出土時には、クフ王やペピ1世の名前は完全にモルタルに覆われていたことから、中王国時代の土器とともに埋納された際には古王国時代の王名は重要視されなかったと考えられる。また、側面に施された臍穴やモルタルの痕跡から、おそらく中王国時代にはニッチ状の施設に嵌め込まれていたと推察された。一方、土製のライオン女神と雌ライオン横臥像は、様式から古王国時代以来のライオン女神の祭祀の復古として中王国時代に製作されたものと推測された。さらに、これらのライオン女神像は、中王国時代にアブ・シール南丘陵で展開した祭祀の終焉をもって岩窟遺構および石積遺構の付属地下室に他の供物などとともに疑似埋葬されたと指摘した。

### 2. エジプト・ダハシュール北遺跡出土の新王国時代の黒色木棺について

矢澤 健・吉村 作治

エジプト新王国時代（前16～前11世紀）の王族以外の人型木棺は、装飾の背景となる色が白から黒、黄の順で変遷していた。この内、黒色の木棺はハトシェプストもしくはトトメス3世治世頃からラムセス2世頃まで使用されていたと考えられている。一方、サッカラのイウルデフ墓から発見された木棺群は、J. H. Taylorによって20～21

王朝という年代が与えられており、黒色の背景を持つ木棺も含まれていた。黒色の木棺は19王朝のラムセス2世までとする旧来の説とは異なり、メンフィス地域は独自の変遷過程を経ていた可能性を示唆することになった。

この木棺群の年代推定に対して、A. Niwinski は全く異なる見解を述べており、25王朝後期～26王朝初期という年代を与えた。メンフィス地域における木棺の報告例は数が少なく、既往の編年研究はテーベの資料を中心に組み立てられているが、Niwinski は新王国時代のテーベとメンフィスは文化的には同一で、棺のスタイルも変わらなかったと述べている。

早稲田大学の調査隊は、2008年にダハシュール北遺跡のシャフト110から新王国時代の埋葬を発見した。すでに盗掘を受けていたが、出土した人型木棺の残存状態は良好で、調査の結果イリセルアアとタウブパウマアトという2人の人物の、二重人型木棺であることが判った。木棺は全体が黒色で、黄色によって碑文や図像が描かれており、黒色木棺の典型的な彩色手法が用いられていた。両者の木棺の蓋および木製シャブティは、全ての縦方向の碑文がイリセルアアは右側が前、タウブパウマアトは左側が前になるように書かれており、対として製作されていたことが明らかになった。

特筆すべきは、木棺の持つ特徴が、テーベ地域においては黄色の背景を持つ木棺に認められるもので、主に20王朝に類例があった。また、共伴する副葬品は20王朝の特徴を備えていた。すなわち、シャフト110の埋葬はテーベではすでに黒色木棺が使用されなくなった時期のもので、黒色木棺に黄色木棺の諸特徴が混在することから、テーベ地域を中心とする既存の編年に当てはまらない。

これらのことから、テーベとメンフィスは Niwinski が述べたように文化的に同一だったわけではなく、木棺においては異なる変遷過程であったことが指摘できる。今後、新王国時代の木棺研究では、メンフィス地域独自の編年の確立が必要と考えられる。

### 3. アメンヘテプ3世治世末期の岩窟墓のレリーフ装飾について

近藤 二郎

古代エジプト新王国第18王朝のアメンヘテプ3世治世末期にテーベ西岸（ネクロポリス・テーベ）の岩窟墓に出現する変化は、その直後に起こった「アマルナ宗教改革」を検討する上で極めて重要な変化であると考えられる。岩窟墓に生じた変化の中で特筆すべきものには、1. 多くの柱からなる前室を持つこと、2. 岩窟墓の入口の向きが、太陽の昇る東に面していること、3. ネクロポリス・テーベの新王国時代の岩窟墓の墓内装飾に一般的である彩色壁画ではなく、浮彫りによるレリーフ装飾が施されるようになる。この中で、1. は前室の機能として同時代のルクソール神殿などの多柱室（列柱室）と構造的に類似しており、神殿の祭祀との共通点が指摘できる。また、北部のネクロポリス・メンフィスの同時代の神殿型墓地（トゥーム・チャペル）などとも類似していると思われる。2. 岩窟墓の入口の向きが東に面する構造を示すものは、TT.47（ウセルハト）墓、TT.48（アメンエムハト・スレル）墓、TT.55（ラモーゼ）墓、TT.192（ケルエフ）墓などの岩窟墓は、太陽の日の出の方向に墓入口を向けており、太陽神信仰との関連性がある。3. 墓内部に彩色壁画ではなく、レリーフ装飾を施すことは、北のメンフィス地域での切石ブロックを積んで構築した古王国時代のマスタバ墓以来の伝統的装飾であり、北部メンフィスの影響を想起させる。さらに岩盤の質が悪いネクロポリス・テーベ地域で、壁面にレリーフ装飾を施すために良質な岩盤を調査する必要があった。調査によって明らかにされたTT.47（ウセルハト）墓のレリーフ装飾から、TT.47（ウセルハト）墓は、TT.192（ケルエフ）墓の直前の時期にあたる事が判明した。TT.47とTT.192の入口上部に施されたラー・ホルアクティ神とアトゥム神の太陽神のレリーフが、太陽の日の出の方向である東に面して彫られ、日の出の光を正面から受ける場所に位置していることなども、太陽神アテンを唯一神とする「アマルナ宗教改革」の先駆となっていると位置づけられる。岩窟墓内部にレリーフ装飾が見られることとともに、当時の北のメンフィス及び太陽神の中心地ヘリオポリスの影響のひとつとして捉えることができるであろう。

#### 4. 葬送用コーンと印判付レンガの関係

銭廣 健人

葬送用コーンに押印された印判は、葬送用コーンにだけではなくレンガにも捺されていた。本発表ではそれを「印判付レンガ」と呼び、なぜコーンだけでなくレンガにもスタンプが押されているのか（なぜ印判付きレンガが作成されたのか）を考察した。

両者の形状と製作量の変遷を追う。中王国時代には長めのコーンが作られた。この時期はまだ印判付きレンガは存在していない。

第18王朝初期からアメンヘテプ3世までの時代は、コーンやレンガが最も作られた時代であった。コーンの長さは中王国時代のものよりも短くなり、また印判付きレンガも作られ始めた。そしてコーンとレンガの「あいの子」にあたる特殊な形の遺物も出土している。これはレンガの2つの隣り合った側面にそれぞれスタンプが押し、その印面の縁辺部を削り取った遺物である。仮に本物のコーンをこのような角度・距離で設置しようとする、先端部がぶつかってしまう。それを避けるためにこのような形の遺物を作り、上下にレンガで挟まれたときに、外見だけで見るとあたかもコーンが埋め込まれているようにした。18王朝の初期は、手のかかる細工を施してまで葬送用コーンを作ろうとしていた。あくまでも円錐形の葬送用コーンを作るべきであり、レンガ型のはやむを得ない場合に採用する、という意識が見てとれる。

アクエンアテン王からラメセス2世時代までになるとコーンの製作量はその時代と比べると激減しており、割合としては印判付レンガの比重が大きくなっている。それらのレンガは外見上コーンに偽装しておらず、レンガの側面にスタンプを押印しただけのものである。そして「コーンとレンガの両方に押印される印判」が減り「レンガのみに押印される印判」が増えたのもこの時代の特徴である。

上記よりアクエンアテン時代以降はコーンの重要性が低下していったことが確認された。それは「一人当たりの作成コーン種類数の減少」「コーンが墓内またはパピルスに描かれた墓の内、実際にコーン／レンガを持つ墓はほとんどない」と言った事実からも裏付けられる。

結論として、印判付レンガが作成された理由としては 1. コーン型にすると先端部がぶつかるため 2. コーンの重要性が低下に伴い代替品として使用されたためだったことが明らかにされた。

#### 5. エジプト第26王朝期の将軍および提督たち：軍制の変化からみたサイス朝の支配体制

藤井 信之

本発表は、サイス朝（エジプト第26王朝）期の軍幹部のプロソポグラフィの検討を通して、サイス朝の支配体制の特徴の一端を明らかにしようと試みたものである。

これまでの研究は制度史的関心が強く、軍幹部達の出自や称号所持形態（どのような称号を兼帯しているか）の変化にあまり注意が払われなかった。このためサイス朝期の軍幹部がどのような社会的背景を持つ人々によって構成されていたのか、あるいは先立つ第3中間期と比べてどのような点が異なるのか、こうした点が詳らかにされていなかった。そこでこの発表では、軍幹部の出自や兼帯称号に注目して、サイス朝による軍幹部任命のあり方を考察した。考察対象としたのは、将軍、提督（王の船隊の長官）、ギリシア人傭兵指揮官、の3称号である。将軍は、先立つ第3中間期の分権的な支配体制の中で軍政官として地方統治を担っていた。それゆえその兼帯称号の変化はサイス朝の支配体制の変化を示していると考えられる。提督及びギリシア人傭兵指揮官は、サイス朝期になって重要となった軍事部門である。それゆえサイス朝期の軍制の特徴が現れていると考えられる。これらの称号を所持する軍幹部のプロソポグラフィを分析して、以下のように指摘した。

サイス朝期には、第3中間期のように地方長官や有力諸都市の神殿の司祭を兼ねる将軍がほとんど存在しない。それゆえ第3中間期の軍政官による分権的支配は終わり、サイス朝によって集権化がなされていたと考えられる。

サイス朝期では、第3中間期と異なり、出自を示さない傾向が強くなり、出自の重要性が低下した可能性がある。しかし出自が示された場合、将軍は多くの場合が世襲であり、軍事を家職とする勢力、つまり軍事勢力から将軍は任

命されることが多かったと考えられる。これに対し、新興の提督やギリシア人傭兵指揮官は、出自が示された場合、多くは軍事勢力からではなく、神官家系から任命されており世襲も避けられていた。このことから将軍らとは異なった社会的背景を持つ人々が提督やギリシア人傭兵指揮官を担ったと考えられる。こうした軍幹部の出身母体の相違が、ウアフイブラー（アプリエス）とアフメス2世（アマシス）の対立の背景にあったのではないだろうか。

## 6. ローマ支配下のエジプトにおける神殿についての一考察：アル・ザヤーン神殿（ハルガ・オアシス）の調査

田澤 恵子・中野 智章・古川 桂

本大会では、エジプト西方砂漠ハルガ・オアシスに位置するアル・ザヤーン神殿遺跡に関して、①アル・ザヤーン神殿の起源をめぐる問題 ②アル・ザヤーン神殿がハルガ・オアシス内の神殿群と形成したと思われる神殿ネットワークの中で果たした役割と機能 の2点について、隣接する神殿遺跡との神殿装飾（図像・碑文）の比較研究を通して考究することの可能性を論じた。

アル・ザヤーン神殿遺跡では、至聖所門と壁龕室門、及び壁龕室の壁龕に図像と碑文が刻まれており、それらはアル・ザヤーン神殿がテーベの三柱神（アメン神、ムウト女神、コンス神）に捧げられたものであることを明らかにしている。一方、この三柱神には「ヒビスの主」「ヒビスの女主人」というエビセットも与えられており、同三柱神がヒビスの三柱神としても崇拝されていたことがわかる。

この「ヒビスの主」というエビセットはアメン神、コンス神の両神に与えられている。アル・ザヤーン神殿から約22km強ほど北に位置するナドゥーラ神殿においては、同様のエビセットを持つコンス神が同神殿の主神である可能性をD. Klotzが示しており、アル・ザヤーン神殿もコンス神信仰の枠組みの中で考察することが可能であろう。その際には、テーベ域でのコンス神信仰も参照されるべきである。また、アル・ザヤーン神殿から北に4kmの地点にあるグウェイタ神殿は主に末期王朝時代からプトレマイオス時代にかけて拡張され、繁栄したとされる神殿であり、プトレマイオス3世治世下でのオアシスからの食糧供給とそれに関連した西方砂漠の交通網整備という歴史的背景が指摘されている（J. Darnell）。プトレマイオス時代が最初期とされてはいるものの厳密な建立時期について確証のないアル・ザヤーン神殿についても、この時代背景の中で考えることは可能であると思われ、アル・ザヤーン神殿域で製作時期を読み取れない壁龕の碑文とグウェイタ神殿に残るプトレマイオス時代の碑文を銘辞学的に比較検討することは、アル・ザヤーン神殿の起源をめぐる議論に有益であろう。

尚、本研究は平成23年-26年度科学研究費補助金基盤研究A（海外学術研究）23254001「乾燥化・砂漠化の過程と人類の営みの解明：エジプト西方砂漠ハルガオアシス」（研究代表者：亀井宏行）により実施された。

## 7. サーサーン朝領域に搬入された東地中海系ガラス

四角 隆二・阿部 善也

近年、考古学と分析化学の共同研究が進み、サーサーン・ガラスの定義は明確になりつつある。ガラスに添加されたアルカリ源の違いによって、サーサーン・ガラスに先行するパルティア・ガラスや続くイスラーム・ガラス、同時代の東地中海系ガラス（いわゆるローマ・ガラス）との区別が可能となったのだ。一方、博物館資料の非破壊分析が進んだ結果、サーサーン・ガラス特有の切子装飾を持ちながら地中海系ガラス特有の成分組成を示す円形切子碗が報告され始めた。発表者らは、「ユーフラテス川以東に流入した東地中海系ガラス容器に対し、サーサーン朝工人が切子装飾を施したもの」とする解釈、すなわちガラス容器製作地とカット装飾を施した場所を区別して理解すべきであると考えた。

検討の対象としたのは紺色斑点文ガラス容器である。一般に「4世紀頃、東地中海周辺地域で製作されたランプあるいはビーカー」と理解されているが、博物館資料サーサーン・ガラスの故地とされるカスピ海南西岸のギーラーン州でも数多く出土したとされる。なかでも、深井晋司によって1973年に報告された伝イラン出土紺色斑点文碗（古代エジプト美術館蔵）には地中海系ガラスには見られない特徴的なカットが施されており、サーサーン・ガラ

スと理解する立場もある。

本研究ではニネヴェ出土片1点と伝イラン出土資料3点、出土地不明の博物館資料3点を分析した結果、すべて該期の地中海周辺地域に特有のナトロン・ガラス組成と判断された。また先行研究にのっとり、シリカ源の特性化を検討したところ、すべてが東地中海地域起源のケイ砂を用いていたと理解できる結果を得た。さらに前述の切子装飾紺色斑点文碗を詳しく観察したところ、既報には示されていないカットが認められた。これはパレスティナ出土紺色斑点文容器に特徴的に見られる圏線カットで、その上にサーサーン風カットが施されていたのである。

以上から我々の仮説は妥当性を持つことが明らかとなった。なお、サーサーン朝の政治的中心であり、ガラス工房の存在が想定される中部メソポタミアにも東地中海系ガラスが流入していたことが知られている。冒頭でのべた円形切子碗の製作年代とされる5～6世紀に至るまで、サーサーン朝領域内では透明でカットの映える高品質のガラス供給は需要を下回っていたと考えられる。

## 8. ガンダーラ地方における石積の年代

内記 理

ガンダーラ彫刻の年代を客観的な視点から考察するためには、発掘調査データ、特に層位情報の活用が必要不可欠である。しかし、実際には、層位的な前後関係の中に彫刻を位置づけられる事例は、これまでほとんど報告されていない。そのため、彫刻の年代は、層位に代わる別の考古学的な情報と関連づけて考察される必要がある。そこで私は、層位に代わる情報として、遺構の年代的な情報を取り上げる。建物の年代から、そこに設置された彫刻の年代を考察する方法を模索したい。本発表では、そのための準備作業として、遺構の年代を示す、石積について検討した。

すでに前世紀の初めに、A. フーシェは、ガンダーラ地方を中心とする西北インドにおける石積方法の違いが年代差を表している可能性があることを指摘した (Foucher 1905)。J. マーシャルは、タキシラ地方の発掘成果を用いて、石積の年代差を明示した (Marshall 1951)。桑山正進は、マーシャルの石積編年に基づいて、タキシラ地方の伽藍構成の展開を明らかにし、また、遺構と彫刻の関わりから、西北インドにおける仏像の出現が1世紀半ば頃に遡ることを示した (桑山 1974, 2003)。このように、石積編年を用いて彫刻の年代を考察することは可能である。しかし、タキシラ地方ではガンダーラ彫刻の出土が不十分であったため、彫刻編年が大きく前進することはなかった。

一方、ガンダーラ地方では、石積は変化しなかったと考えられてきた (Behrendt 2004 等)。ところが、京都大学によるラニガト遺跡の調査の結果、同地方でも石積が変化したことが明らかになった (増井他 2011)。一遺跡で確認された石積編年を、ガンダーラ地方全体で検討することが、次に必要な作業である。

本発表では、ガンダーラ地方の調査記録を再検討し、地方全体での石積の変遷過程を考察した。検討には主に、チャナカ・デリー遺跡をはじめとする京都大学が調査した遺跡の調査記録を用いた。調査成果を総合的に分析した結果、タキシラ地方で確認された石積の変化と類似の変化が、ガンダーラ地方でも認められることが判明した。「野石積」は、西暦1世紀後半を遡る時期に用いられ、また、「地文様積」は遅くとも2世紀前半には用いられていた。「半切石積」は3世紀頃に用いられたようだ。ガンダーラ地方とタキシラ地方の石積の年代は、おおむね合致するが、地文様積から半切石積への移行時期は若干異なるようである。

## 9. 福建省霞浦県「マニ教徒村」文物の予備報告

青木 健

中国福建省に明教 (中国化したマニ教) の寺院遺跡があることは、1950年代から知られていた。しかし、2009年以來、中国福建省には、未だにその明教を信仰している村落群があるとの報告が上がっている。今回は、直接その村落を調査し、今後の研究の基礎となる予備報告を提供したい。以下、判明した事実を箇条書きにする。

・長江以南では一族の「族譜」が重要視されており、各宗族の先祖代々の事績はかなり正確に辿れる。また、先

祖を祀る「祠堂」も重要な情報源である。

- それらによると、明教を奉じる林氏一族は、唐代（618～907年）に福建省南部の莆田から移動して、山岳地方の上万村に定住したようである。
- 上万村に定住した林氏の第8世である林暲（北宋時代1013～1070年）が、明教中興の祖として大活躍したとの伝説がある。だが、林氏一族と明教との関係は不明瞭で、これ以前に改宗していたのか、この段階で改宗したのか分からない。
- 上万村の林一族は、林暲の誕生日である旧暦2月13日を中心に、毎年旧暦2月13～17日に祭祀を行う。だが、中興の祖とされる林暲自身には女子が2人あっただけで、しかも結婚しなかった為、直系子孫は絶えている。儒教的な観念からすれば、祀られる対象ではない。
- 事実、林暲の旧居である龍首寺＝樂山堂は現存しないし、墓所も文化大革命で破壊されてしまった。
- 村人が語る林暲の事績は、法力を駆使して仏教法師との法術比べに勝ったなどの奇跡譚ばかりで、特に宗教教義的な部分は掘り起こせなかった。
- 村のお堂には、明教のレリーフ数点が保存されている。しかし、主要な経典400点は、全て文化大革命の際に破壊されたとのこと。また、現存する経典（儀式の際に読み上げる文章）は、現在、陳法師と云う人物が所有しているらしい。
- 近所の塩田村にも、明教のスローガンを彫った塔が現存している。この一帯に広く明教が分布していたのだろうか？
- 高氏一族を中心とする福州18郷の一つに於いても、林暲は「度師真人」として崇拜されている。何故、沿岸部の人々が血縁的には無関係の林暲を明教中興の祖として崇めるようになったのかは不明である。

なお、研究発表当日、京都大学の吉田豊教授より、当該地域で蒐集された漢文の明教文献の研究は、国際マニ教学会で相当進捗しているとのこと指摘を得た。発表の際の誤りを訂正すると共に、記して感謝したい。

### 第3会場

#### 1. 12世紀アンダルの医学者による薬品の吸引作用に関する議論について 法貴 遊

この発表ではアンダルの医学者・哲学者たち（主にイブン・ルシュド）による薬品の吸引作用（jadhb）と、それを引き起こす特性（khāṣṣa）に関する議論を扱った。吸引とは下剤や解毒剤が持つ、体液や毒を引き付けて体外に排出する作用である。特性とは特定の器官に集中的に働く作用であり、理論ではなく経験によってのみ把握できるものである。この議論の中でも特にイブン・スィーナーの説に対するイブン・ルシュドの批判を検討した。

イブン・スィーナーは『心臓薬品に関する論考（*Risāla fī al-adwiya al-qalbīya*）』の中で、特性を説明する際に自然（ṭabīʿa）の定義を再確認することから始めており、特性もまた、自然本性に基づくと主張している。さらに彼は、自然本性によってその作用を現実化するという説明を超えて特性の原因を探究すべきではないと述べている。そのため、熱の作用や物体間における実体の適合といった説を否定した。

一方イブン・ルシュドは、特定の体液のみに作用するはずの特性による吸引が、他の体液も吸引することもあるという事例を説明するには、イブン・スィーナーの自然本性説では不可能であると考えた。そこで熱の作用と物体間の適合をこの事例に適用し、特性であっても、作用を人間の身体との相関関係の中で捉えなければならないという見方を強調した。

イブン・スィーナーの特性に対するイブン・ルシュドの批判はティルヤーク（解毒剤）にも及んでいる。後者は『ティルヤークの書（*Kitāb al-tiryāq*）』の中で前者の説を、ティルヤークの特性によって強化された内在熱によって、健康維持から解毒作用まであらゆることに効くものとして提示している。一方イブン・ルシュドは、ティルヤークであっても限られた状況と量のもとで作用することを確認している。

以上の二つの例において、イブン・ルシュドによるイブン・スィーナーの説の提示とそれに対する批判の仕方には共通する点があると思われる。前者は後者の説をいわば本質主義的で身体との相互作用を考慮に入れることができないものとして提示しているのではないか。それに対して自らは薬品の作用をこの相互作用の中で捉えるという立場を強調しているのである。ところで、イブン・ルシュドの理論はイブン・ズフルの経験に依拠している部分がある。両者の関係については今後の課題としたい。

## 2. 都市住民の降伏：549/1154年ダマスカスの事例から

柳谷あゆみ

ヒジュラ暦549年（西暦1154年）にザンギー朝シリア政権保有者ヌール・アッディーンは、ブーリー朝の支配下にあったダマスカスへの入城を果たし、ムスリム・シリアの政治的統合を果たした。

この入城は、約五十年間にわたり外部勢力の攻略を退けたダマスカス住民が、ほぼ無抵抗で寄せ手の展開を許したという点でも異例の事件であった。その勝因としては、従来、攻略時に寄せ手との合意に基づく住民側の協力があったことが指摘されているが、先行研究では住民の無抵抗という結果のみがとらえられ、住民がどのように意思表示を行い得たのか、また寄せ手とダマスカス住民による武装集団（アフダース）や、住民の長であるライース職との間にどのような合意があったかの検討はされてこなかった。この点を踏まえ、本報告では、同時代のダマスカス住民側の情報に拠るイブン・アルカラーニスィーの記述を主として採りあげその再検討を行った。

本報告では、まず記述にあるヌール・アッディーン軍の兵の発声に着目し、これがシアール（印）であることを他資料から導き出した。他の事例も重ね、都市におけるシアールは、城壁の上などから大声で主の名を呼ばれることをあらわし、主の存在を周知し自らの従属を表明する効果を有すること、また誰にでも発声できるという特色からその内容への賛意・反対もシアールを返すことで表明されることを確認した。

本件では、ダマスカス住民の大半が、寄せ手のシアールへの反応によって、ブーリー朝支持を明言する住民の不在を知り、「好意的な黙認」という形で態度を保留したと考えられる。寄せ手への直接的な支援（縄の提供や、市門の錠の破壊）についてアフダースの関与が確認できない点、攻略前のブーリー朝及びダマスカス住民との交渉が不調であったという記述を合わせ、ダマスカス住民に寄せ手への共感があったとしても、攻略時に街の明け渡しについての具体的な合意は成立しておらず、アフダースの蜂起もなかった可能性が高いとの結論を得た。また、ライースの役割についても、過去の攻略時にも寄せ手がライースと交渉した記述がないことから、ライースは、市街明け渡しという問題において、現政権を揺るがす行動をとりうる存在とは認識されていなかったと結論した。

## 3. アブー・サイドとティムールの狭間で：イルハーン朝末期地方政権によるイラン概念の政治的利用

大塚 修

本報告では、イルハーン朝末期にロレスターンの地方政権ハザーラスプ朝で編纂された古代ペルシア史、シャラフ・カズウィーニー著『ペルシア列王伝 *al-Mu'jam fi Āthār Mulūk al-'Ajam*』の分析を通じて、ハザーラスプ朝の君主がイラン概念の政治的な利用を図り、古代ペルシア諸王の後継者を自認していた点を明らかにした。その上で、イルハーン朝期にイラン概念の復活という現象が見られるようになる理由は、「モンゴル系」のイルハーン朝君主がペルシア化し自身をイランの君主を自称したためではなく、モンゴルの支配に対して「イラン系」の地方政権の君主たちがイラン概念の政治的利用を図ったためと考えるべきではないか、という仮説を提示した。

これまでのペルシア語文化圏史研究では、イルハーン朝時代は、モンゴル系の支配者が「ペルシア化」し、ペルシア語文化・文芸活動を保護した時代だと評価され、モンゴルの与えた影響が強調されてきた。しかし、この定説には二つの問題点があると報告者は考えている。一つは、イルハーン朝君主がイランの君主を自称した史料的裏付けがとれない点（先行研究では「イランとイスラームの王」と名乗ったとされるが）、もう一つは、地方王朝におけるペルシア語文化・文芸活動が捨象されている点である。

こういった問題意識にもとづき、ハザーラスブ朝の事例を検討してみた結果、9代君主ヌスラト・アッディーン（在位1296-1333）の宮廷では、『ペルシア列王伝』の他、無名氏の史書『先祖の経験 *Tajārib al-Umam*』（古代アラブ・ペルシア史）、シャムス・ファフリー著『ヌスラトの尺度 *Mi'yār-i Nuṣratī*』（韻律学の手引書）、ヒンドゥーシャー著『先祖の経験 *Tajārib al-Salaf*』（鑑文学作品）が編纂されるなど、ペルシア語文化・文芸活動が大々的に保護されていたことが明らかとなった。その業績は、イルハーン朝の宮廷史家ムスタウィーやシャバーンカーライーなどにより高く評価されている。古代ペルシアの記憶を強く意識したヌスラトは、これらの作品を通じて、公正なムスリム君主であることに加え、古代ペルシア諸王の正統な継承者である点を強調していたと考えられる。イラン概念の復活という現象を考える際には、中央のイルハーン朝の動向だけではなく、こういった地方政権の動向も考慮すべきであろう。

#### 4. 16世紀ファイユーム地方の水・税・記録管理：オスマン朝エジプト統治初期の地方統治体制とその展開

熊倉和歌子

1517年、オスマン朝（1299-1922）はエジプトの統治を開始した。その統治のあり方については、エジプトはオスマン朝の統治システムに完全に組み込まれなかったとする見方が一般的である。この見解の根拠としては、1525年に発布された法典『エジプトのカーヌンナーメ』においてエジプト統治はマムルーク朝（1250-1517）の慣行に従うという指針が明言されていることなどがあげられる。一方、17世紀以降のエジプトの地方法廷台帳や勅令においては、イスタンブルの中央政府がエジプトの地方行政に介入する様子を見てとることができる。このことは、16世紀において、オスマン朝の地方統治体制が変化したことを示唆している。

本発表ではエジプトの一地方ファイユーム県を対象とし、エジプトの地方統治において最重要な問題の一つであった灌漑の維持管理の仕組みとその変化に焦点をあて、16世紀におけるオスマン朝のエジプト統治政策の展開について検討した。ファイユームはユースフ運河による通年灌漑地域であり、エジプトの大半の地域を占めていたベイスン灌漑地域では栽培地が限られるような夏作物や果実の生産地として重要な位置にあった。ファイユームの灌漑の維持のためには、毎年の運河の浚渫が不可欠であったが、それにかかる経費は、マムルーク朝時代イクター制下の税制度に組み込まれた維持費確保の仕組みを踏襲することによりまかなわれていた。また、同様に十全な水分配のためには各村の取水量を統一的に管理する必要があったが、オスマン朝の統治開始時において、ユースフ運河の取水記録は「ユースフ運河の番人」であった地元のクラシー家によって管理されていた。しかし、16世紀半ば、オスマン朝はクラシー家が管理する台帳を複製し、政府が管理するための新たな台帳の編纂をおこなった。また、同時期に、ファイユーム県の灌漑土手の記録調査もおこなわれ、台帳が編纂された。このように、16世紀半ばにおいて、地方の灌漑に関する一連の台帳が編纂され、従来、特定の家や個人によってなされていた記録管理が、地方の法廷やカイロ政府といった機関によってなされるようになったのである。このことは、エジプトの地方・カイロ・イスタンブール間を結ぶ記録管理の道筋をつくり、文書のやりとりを通じて、中央およびカイロのオスマン朝政府がエジプトの水利行政に介入することを可能にしたと考えられる。

#### 5. シャリーアの時効制度におけるカーヌンの影響

堀井 聡江

従来の研究によれば、シャリーア（イスラーム法）とカーヌン（制定法）の関係は、一般的には、「神の法」の理論上の優位を前提とした、私法（前者）と公法（後者）の棲み分けとされる。この文脈において、オスマン朝はしばしば、カーヌンの発達とシャリーアの適用面におけるコントロールの強化の点で、特異な例とされるが、シャリーアの法規定そのものに対するカーヌンの影響については議論されていない。本発表では、まさにそのような影響例として、スンナ派四法学派のうちハナフィー派の時効に関する規定について考察する。

そもそもスンナ派の法学説においては、時効すなわち一定期間の経過による権利の得喪は、マーリク派による取

得時効を例外として、認められていない。しかし、近現代法においては、「シャリーアに基づく」とされる15年の消滅時効の立法例が散見される（例えばエジプト民法典第378条）。しかし、前近代の学説においては、この年限は消滅時効ではなく、訴えの利益を有する者が正当な事由なくして15年間提訴を怠れば、訴えが審理されないという出訴期間を意味していた。かつ、この学説は、同趣旨のカーヌーンに基づき、16世紀以降にハナフィー派で確立したものである。

それ以前の同派においては、ファトワー集を中心に、30年から36年といったいわば「長期出訴期間」を唱える学説が見られる。しかし、これらは標準的な学説として確立していたわけではない。むしろ「長期出訴期間」は、カーヌーンに基づく15年の出訴期間を導入するにあたり、ハナフィー派のシャリーアにも元から出訴期間が存在したが、期間の設定が不適切であったとして導入を正当化する目的で、16世紀以降さかんに援用されるようになったと考えられる。

問題のカーヌーンは、オスマン朝の名高いシェイヒュルイスラム、アブー・アッ＝スワード（982/1574没）のファトワーによれば、ヒジュラ暦957（1550-51）年に出されたスレイマン一世の勅令である。興味深いのは、それによってこの「15年ルール」が直ちに「法（シャルウ）」となったわけではなく、ハナフィー派の学説相伝から明らかのように、ファトワーによって適用され、イブン・ヌジャイム（970/1563没）やその弟子ティミルターシー（1004/1595没）らに帰せられる権威ある法学書によって追認されることにより、法学説として確立していることである。

今後の課題としては、ハナフィー派以外の学派が少なくとも「シャリーア」としてはこのカーヌーンを導入しなかったとすれば、その理由を明らかにすることである。また、オスマン朝本土と、学説相伝の中心であるエジプト、シリア、およびその他の地域における、法の効力や適用に関する地域差の有無についても考える必要がある。

## 6. 18世紀オスマン帝国における法の適用と法学書の流通：アナトリアにおける地域的多様性 秋葉 淳

オスマン帝国各地のシャリーア法廷は、その機能や法の実践において一定の画一性をもっていたが、同時に、とくにアナトリアとアラブ地域との間では、地域的な差異があったことが知られている。それでは、中央に比較的緊密に統合されていたアナトリア地方の内部に、法的な慣行について差異はあったのだろうか。本報告ではアナトリアのいくつかの町の18世紀後半のシャリーア法廷台帳を史料として、失踪した夫と残されたその妻に関する案件に対して、各地でどのような解決方法が採用されていたかを検討した。ハナフィー派の主流の解釈では、事実上、残された妻は不在の夫との間の婚姻を解消できないので、何らかの実際的な解決策がとられる必要があったのである。さらに、それら解決方法の根拠となりうる法学書の流通に地域的な差異があるのかどうか、すなわち、地域によって受容されている法学的知識は異なるのかどうか、という問題を考察した。

本報告では、アインターブ、アンカラ、トカトという三つの異なる場所のシャリーア法廷台帳を調査した。アインターブでは、シャーフイー派裁判官のもとで婚姻を解消する例が見られたが、アンカラとトカトでは、ハナフィー派裁判官が、伝聞情報あるいは証言によって夫の死亡を認証し、妻の再婚を承認していた。アンカラでは伝聞情報を根拠にした婚姻解消・再婚に、古典法学書が典拠として示されていたのに対し、トカトでは、証人の証言によって夫の死を確定する手続きがとられていた。アンカラ、トカトでは同一手続きの複数の案件が見いだされており、それらが地域的慣行であることを示している。

しかし、法廷での証言ではなく、妻に伝えられた情報をもとに夫の死亡を認める方法は、17世紀のオスマン朝シェイヒュルイスラムのファトワー集で容認されており、それらは古典的なイスラーム法学書をその根拠としていた。そのファトワー集は、18世紀のアナトリア地方社会にも広く流通していたことが確認できる。それにもかかわらず、失踪した夫の死の認証に特別な手続きが必要とされていたのである。18世紀においては裁判官の任期がしばしば一年未満であったために、現地の法慣行に大きな影響力を行使できなかったと考えられよう。地方固有の法文化の形

成においては、現地出身の法廷書記官や在地のウラマー、そして当該のコミュニティの役割を考慮に入れる必要がある。

## 7. 「タタール」から「アゼルバイジャン」へ

塩野崎信也

民族意識としての「アゼルバイジャン人」は、19世紀後半～20世紀初頭に現在のアゼルバイジャン共和国の領域（以下、「南東コーカサス」と呼称）で形成された。「アゼルバイジャン人」と呼ばれるようになる以前、この民族は「タタール」と称されるのが一般的であった。また、元来、「アゼルバイジャン」は、南東コーカサスとは別の地方を指す地名であった。実際、19世紀の南東コーカサス住民は、自分たちの居住地域を「アゼルバイジャン」とは認識していない。

本発表では、「タタール」から「アゼルバイジャン」への変化の過程が示されるとともに、「アゼルバイジャン」が民族の名称として採用される経緯が明らかとされた。

南東コーカサスは1813年にロシア領となるが、当時の現地知識人たちは、そもそも自分たちを単一の民族とはみなしていなかった。言語に関しても同様で、オスマン語やチャガタイ語といった他の「トルコ語」との違いを自覚しつつも、自分たちの言語に固有の名称を与えていない。

一方、ロシア人は、彼らの言語を「タタール語」と呼称していた。この言語に「アゼルバイジャン語」という名が与えられた正確な時期は不明である。管見の限り、「アゼルバイジャン語」を用いた最初の例は、『トルコ・タタール語一般文法（第2版）』（1846年）である。著者のカザン大学教授カーゼム・ベクは、オスマン語やタタール語との区別のために、この言語名を用いた。

1885年前後、テュルク語（アゼルバイジャン語）出版の中心地であったトビリシにおいて、「アゼルバイジャン語」という言語名が用いられ始める。さらに1890年以降、トビリシのテュルク系知識人たちは、「アゼルバイジャン語」を話す人々を「アゼルバイジャン人」と定義し、それを自分たちの民族名であると主張するようになった。その主な舞台となったのは、トビリシで発行されていた新聞『托鉢 *Kaşkül*』である。しかし、この時代は民族主義に対するロシア当局の締め付けが強く、『托鉢』は翌91年に廃刊に追い込まれた。

1905年以降、ロシア政府の政策は、親ムスリム的な方向へと転じることとなる。その状況の中、トビリシに代わってテュルク語出版活動の中心となっていたバクーにおいて、「アゼルバイジャン語」あるいは「アゼルバイジャン人」を用いるテュルク語新聞が劇的に増加し、啓蒙活動が本格化していく。そして、彼らの活動は、1918年のアゼルバイジャン人民共和国の成立へと帰結するのであった。

## 8. アメリカ人たちの見たカザフ遊牧民の大移住：1952年のスリナガル・キャンプ滞在前後を中心に

小野 亮介

新疆（東トルキスタン）で生活していたカザフ遊牧民の一部は1934年と1949年に祖国を去り、1950年代前半にトルコ共和国へ移住した。本発表では後者を対象とし、アメリカ側の記録や移住の経験者2名へのインタビューなどに基づいて、アメリカ人とカザフ移民との関係を論じることを目的とした。

後発集団の移住は1949年に人民解放軍が新疆省へ進駐したことに端を発する。国民党に近い立場にあったアリベグ・ハキム、デリルハン・ジャンアルタイらの有力者たちは一族を率い、青海省、チベットを経て1951年秋にカシミールへ逃れた。彼らはスリナガルのセライ・サファカダル Serai Safakadal とカク・セライ Kak Serai で難民生活を送り、1954年までにトルコ共和国への移住を果たした。

このカザフ移民に対しアメリカは様々なルートから接触および支援を試みた。彼らが1年近く滞在した青海省ガス湖には、CIAのエージェントであった元駐ウルムチ副領事D. マキアナンも到来し、アリベグらと交渉を重ねた。またスリナガルでも人類学者のM. J. クラークやキリスト教系慈善団体のPh. エドモンズらが、カザフ人の組織化・

政治路線化を促すなど、彼らに対し本来の職分とは異なる関与をしている。

一方、国務省中国課機密文書マイクロフィルムには1952年の時点でアメリカがカザフ移民に強い関心を払っていたことを示す記録がおさめられている。当時イスファハンに赴任していた元ウルムチ総領事J. H. パクストンはジャンアルタイら移住の指導者と頻りに文通をしているが、往復書簡からはパクストンによる支援や移民の現状、デリルハンの個人的な要望などを見出すことができる。

パクストンの働き掛けもあって、カザフ移民の存在は国務省上層部にまで伝わった。諜報活動の観点から彼らへの「投資」の有益性を認めた国務省は、東独・東欧からの難民への支援を主な目的として立案した Escapee Program でもカザフ移民のカシミール定住を有望視し、1954年会計年度で予算を計上している。

結果として彼らはカシミールに定住せず全員がトルコへ移住したが、本報告で指摘したアメリカ人との接触の影響を受け、彼らがその後反共・トルコ民族主義色を深めた可能性は高い。今後はインタビュー調査や文書資料の利用、類似した事例との比較によりカザフ移民を巡る問題の更なる解明が求められる。

## 9. トルコにおけるクルド系アレヴィーの人々の宗教的実践と社会範疇の形成：預言者一族崇敬を通して

若松 大樹

東部アナトリアを中心とする地域において、本格的な民族誌的調査がはじまったのは、19世紀後半から20世紀初頭にかけてである。それらの成果は欧州諸国で刊行され、その中に、ザザ語やクルマンジ語などいわゆるクルド系諸語を母語とするにもかかわらず、周辺のスナ派クルドとは異なった宗教的実践を行う「異端的な」諸部族に関する記述が散見される。この「異端的諸部族」は、「クルド系アレヴィー Kurdish Alevis」と呼ばれ、スナ派クルドとの間には歴史的に対立関係にあり、中央政府からも迫害を受けることがしばしばであった。この「クルド系アレヴィー」という語の学術的定義は、1996年に発表されたファンブライネセンの論考においてなされた。そこでは、「当人がクルドと自己規定しているか否かにかかわらず、ザザ語やクルマンジ語などのクルド系諸語を母語とするアレヴィーは、クルド系アレヴィーと呼びうる」とされた。

しかしながら、この定義はアレヴィーの人々自身の自己規定という観点からみて、さまざまな問題があると考えられる。そこで本報告では、これらの問題点を踏まえたうえで、発表者が2010年から約2年間にわたる東部アナトリア・デルスィム地域において行ったフィールド調査より得られた知見を基に、人々によって実践されている宗教的儀礼と、人々の間で流通している伝統的社会範疇の今日的様相を、預言者一族崇敬から考察した。まず、アレヴィーの人々が実践するジェム儀礼の実践に関して報告した。ジェムは、ジェメヴィ（ジェムの家）と呼ばれる修道場において行われ、儀礼においては、初代イマーム・アリーやカルバラーの戦いにおけるフサインの殉教物語などが語られるが、実際のフィールドにおいては、ジェメヴィが割礼や冠婚葬祭などの通過儀礼や年中儀礼などを行う際に使用されていることを明らかにした。続いて、ノウルーズ祭と併せて実践されるフディレッズの儀礼と、ムハッラム月の断食の実践について報告した。前者は、原則として毎年5月の5日前後に行われるもので、ヒドゥルとイルヤースが出会い、春の訪れを祝う儀礼とされている。ヤギやヒツジなどの犠牲がささげられる。后者は、イスラーム暦のムハッラム月の最初の12日間に行われる断食で、フサインの殉教を追悼する意味合いで実践される。

次に、人々の間で流通しているオジャク Ocak と呼ばれる伝統的社会範疇と、部族概念に関して報告した。オジャクには、儀礼実行集団としての側面と聖者の系譜としての側面があり、人々はこれらを一つのオジャクとして認識している。一方部族には、預言者一族を父祖に持つ部族とそうでない部族があり、両者には姻戚関係はおろか、一般にアレヴィーの人々の間に息づいている伝統的な擬制的兄弟関係や擬制的親戚関係は結ばれないことを報告した。

預言者一族は、元来トルコ・イスラーム文化の継承者を自認しており、アレヴィー文化というのが、トルコ文化の一つであるという認識の基、宗教的実践を行うことを明らかにした。そして、人類学者が民族誌を書くとき、こうした宗教的実践や社会範疇が、都市に基盤を置き、特定の政治思想を背景に持つ、いわゆるアレヴィー知識人に

よって操作され、さまざまなメディアを通じて人々に共有されていることを念頭に置いたうえで、フィールドにおいて収集したデータのみならず、文献資料をもちいながら、慎重にも慎重を期して記述することが求められる。

#### 10. 20世紀初頭におけるコプト・キリスト教徒の民族意識形成：コプト語復興運動を事例に 三代川寛子

本発表では、コプト語復興運動を事例として取り上げつつ、20世紀初頭に、コプト・キリスト教徒がどのような民族意識を形成したのかという点を検討した。先行研究では、「エジプト国民」としてのコプトに関心が集中しているが、コプトが「エジプト民族」としての意識を形成するに至る過程については、これまで詳細な検討がなされてこなかった。

コプト語は、エジプト語の発展段階の最終段階にある言語である。7世紀のアラブ軍のエジプト征服およびその後のエジプトのイスラーム化に伴い、エジプトの人々の日常語はコプト語からアラビア語に変遷した。遅くとも17世紀ごろまでにはエジプト全域でコプト語は日常語としては使用されなくなったものの、教会の典礼や賛美歌の言語としては使用され続けた。19世紀半ばにコプト教会総主教キリロスIV世によるコプト語改革が行われ、以後コプト語に対する関心が高まり、コプト語の教育・研究が盛んになる。

コプト語を日常語として復興する試みを最初に行ったのは、イクラディユース・ラビーブ（1868-1918年）という人物であった。同人は家庭内ではコプト語のみで生活し、子どもたちには古代エジプトの人名を名づけた。また、『*Ayn Shams*』という月刊誌（1900-1903年）を発行し、その中で古代エジプトに関する知識やコプト語の普及を目指した。本発表では、同誌の創刊号のデザインおよびその後の号の読者からの質問コーナーを取り上げ、内容を検討することにより、そこからラビーブが古代エジプト文明との文化的つながりの有無によって「エジプト人」を規定していたことを明らかにした。また、ラビーブがアラビア語はエジプト人の本来の言語ではないと主張し、アラブ人は外来の侵略者であると捉えていることを指摘した。

コプト語復興運動は、コプト語やコプト暦、キリスト教そのものなどのコプト・キリスト教徒が持つ文化的特徴を古代エジプトと結び付けることによって、その価値や地位を高める目的の動きであったと指摘することができる。また、ラビーブの関心はコプトの間でのファラオ主義的エジプト民族意識形成にあり、それがムスリムといかに共有されるかという点には関心が払われていないという点も指摘することができる。

### 第4会場

#### 1. ルーズビハーン・バクリー著『酔語注解』におけるハッラージュ思想解釈 井上 貴恵

本発表では、12世紀イラン南部、シーラーズを中心に活躍したルーズビハーン・バクリー・シーラーズィー（d. 1209）の代表作である『酔語注解』（*Sharḥ-i shāḥiyāt*）について取り上げた。この『酔語注解』は「酔語」（*shāḥāḥāt*）と呼ばれる忘我的な状態で発された発言を蒐集し、それにルーズビハーンが注釈を付ける形で構成されている。

これまでのルーズビハーン思想理解については先鞭をつけた Corbin による「神秘的愛のスーフィズム」を奉じた一人であるという主張が踏襲されてきたが、このような「愛のスーフィズム」という側面はルーズビハーン思想の一面に過ぎないとする、近年のルーズビハーン思想の再考の流れを鑑み、本発表においては『酔語注解』という著作の目的と位置づけの分析を通し、ルーズビハーン思想の新たな局面を明らかにする糸口になるよう検討を行った。

本発表で具体的に検討を行ったのは分量としても、またルーズビハーン本人の記述からも明らかに本著の核になる部分であると考えられたハッラージュ（d. 922）の酔語解釈部分に当たる。

ハッラージュの発言に対して付されたルーズビハーンの注釈は、難解であるが故に誤解を招き、異端的であるとされたハッラージュの思想を、コーランやハディースを典拠とするような形に再解釈、再構成し、ハッラージュを非難する者から彼を擁護するという目的意識のもとに付されていた。しかし同時に自身も酔語を発する立場であっ

たルーズビハーン自身の保身のためにハッラージュの酔語を注釈したという可能性についても本発表において指摘した。『酔語注解』のハッラージュへの注釈部分はハッラージュ思想をそのまま解釈したものではなく、ルーズビハーン自身の独自の思想が色濃く反映されており、ハッラージュ思想の後世への伝播において重要な役割を担っている。今後はルーズビハーンの自伝的作品も含めた考察によって、ハッラージュ思想との関係性も含め、より一層のルーズビハーン理解を課題としたい。

## 2. ジャーミーの『尊い真珠』に見られる合理主義と伝統主義の克服としての存在一性論 宋 暎恩

ジャーミー (‘Abd al-Rahmān al-Jāmī, d. 1492) は詩人としてよく知られているが、彼をより根本的に理解するためには、彼がスフィーであり、存在一性論学者であったことを考慮する必要がある。彼の *al-Durra al-Fākhira* (『尊い真珠』1481年) は神学、哲学との比較検討を通じて存在一性論の優越性を主張した書物で、彼の存在一性論に対する理解が覗える作品である。本発表では特にこの書に議論されている神の属性論に着目したが、それはムウタジラ派のような極端な合理主義者とイブン・ハンバルのような伝統主義者の間で起きた9世紀の神の属性に関する議論を、15世紀の思想的文脈に移して神学、哲学、そして存在一性論の関係の中に読み込んでいる点が興味深いからである。

その内容を具体的にみると、ジャーミーは神の完全な属性として知識 (‘ilm), 意志 (irāda), そして力 (qudra) を挙げ、各属性をめぐる議論を紹介している。神の知識からの流出や特殊なものについての神の知識という考えは神の唯一性と矛盾しないかの問題、また創造は神に義務として課されたものか、それとも意志的選択とその力の行使によって行われるものかの問題、が提起される。さらにこの問題と関連して神の言葉は創造されない永遠なものか、また全知全能の神の下で人間は自由意志を持つのか、の問題が議論される。

この議論においてジャーミーはアシュアリー神学を神の属性論に対する伝統的な立場として、イブン・スィナーからトゥースィーに至る哲学的理論を合理主義的立場として把握する。彼はアシュアリー神学がその理論的、理性的精緻さを欠いているとその限界を指摘し、哲学的理性主義はイスラームの伝統的權威を認めず、理性を以て啓示の權威に挑戦すると批判する。それからジャーミーはイブン・アラビーとクーナウィー及び *Fuṣūṣ al-Hikam* の注釈者たちを引用し、存在一性論が理性的思惟を受容しながらも伝統的權威、特に神の啓示と預言者の言葉をも尊重すると主張する。この主張の根拠は存在一性論の師たちが開示 (kashf) 的認識を通じて哲学の極端な合理主義と神学の不十分な論理性を克服したことにある。

ジャーミーはイスラームの伝統的・哲学議論に存在一性論を組み込むことによって、存在一性論の思想的優越性を証明し、存在一性論が当時のイスラーム信仰を代表する思想となる可能性を提示しようとしたと考えられる。

## 3. 16世紀ニザーミー詩編『神秘の宝庫』の描かれ方 千葉 昌子

十二世紀のペルシア詩人ニザーミー Nizāmī-ye Ganjavī (1141年頃-1209年頃) の詩編には、14世紀から16世紀にかけて約200作の彩飾写本が残されている。寓話《老婆とスルタン・サンジャル》は、第一部『神秘の宝庫』に対する挿絵の中で最も多く描かれてきた。本報告では、15世紀後半から16世紀前半までに描かれた約40作例の内、シャー・タハマスプ (在位1524-76年) のニザーミー写本 [大英図書館所蔵, Or. 2265] を中心に、寓話《老婆とスルタン・サンジャル》を題材とした挿絵8点 [チェスター・ビーティー図書館所蔵, Per 162. 大英図書館所蔵, Or. 2834, Add. 25900, Or. 6810, Or. 1363, Or. 2932. ロシア国立図書館所蔵, PNS 83. グロステーン宮殿図書館所蔵, No. 1917.] を比較した。その目的は、15世紀から受け継がれてきた図案を踏まえ、16世紀の宮廷書画院で制作された挿絵の変化を概観することである。

シャー・タハマスプのニザーミー写本には、随所に詩文との関連で解釈できる図案が含まれており、《老婆とスルタン・サンジャル》の挿絵には、その円形構図や人物像に詩文での表現に通じる描かれ方を確認できる。15世

紀後半以降、寓話の筋立てと直接の関連がみられない図案群（添景）の割合が拡大し、過去に培われてきた図案を基に、各々の図案の色、形、組み合わせにも調整が加えられてきた。そして16世紀前半に至っては、添景の描き方に対する選択肢がさらに広がり、詩文に対する独自の解釈から描かれていると思われる作例も表れた。そのような中でシャー・タハマースブのニザーミー写本では、寓話の筋立てとその主題である《臣民の尊重》とが、伝統的図案の新たな組み合わせによって強調されていた。主題に沿った意味を担う図案が重ねられ、その意味を汲み際に手がかりとなる図案も含まれている点に、詩文の表現技法が反映されていると考えられる。

#### 4. アブドゥルカーディル・ジャザーイリーにおけるキリスト教と西欧理解

所 木綿子

本発表では、19世紀アルジェリアにおいてフランスの植民地支配に対するジハードを指導したことで知られる、アミール・アブドゥルカーディル・ジャザーイリー (al-Amīr ‘Abd al-Qādir al-Jazā’irī, 1807-83) におけるキリスト教徒西欧についての理解について明らかにすることを目的とした。

はじめにアブドゥルカーディルはその生涯において、ジハードとその敗北を背景にフランス人、キリスト教徒との複雑な関係によって構築されていることが問題提起される。このことを背景に、本発表は彼のキリスト教、フランス人についての認識について考察するものとした。

アブドゥルカーディルはキリスト教については、イスラームに先行する宗教、啓典の民の宗教であるとしながらも、三位一体やキリストの神性の教義を理由として、キリスト教徒たちは最終的にイスラームを受け入れなければならないとした。他方でアブドゥルカーディルは、実際にキリスト教徒と対面した経験により、彼らの精神的な美徳を現代においても認められると考えていた。ここから彼のキリスト教認識において、伝統的な観点に沿って理解されていたキリスト教観と、彼自身の体験を踏まえて関係性が構築されたキリスト教徒観の二つが区別されるとした。

アブドゥルカーディルの西欧認識については、西欧とは自ら交戦し圧倒的な軍勢力を誇っていたフランスと同義であり、彼は西欧の軍事的、物質的文明の優越を認め、イスラーム世界の侵食に対して脅威を感じていたといえる。アブドゥルカーディルはこのフランスの宗教的信仰心について疑念を抱いており、そのことが彼の著作とその著作のフランス人翻訳・注釈者の議論の中でも提起された。ここから彼の思想においてキリスト教徒の代表の共同体としてのフランスと、宗教としてのキリスト教が、必ずしも一致をみるものではなかったといえる。さらにアブドゥルカーディルとフランス人との議論のなかには「人権」の概念が双方においてみられ、彼がキリスト教徒に対する友情を示しながらも、自らの立場のイスラームと人権の両軸を示し、西欧の宗教的信仰と人権の唱導に疑問を呈していたことが示された。

#### 企画セッション「閉じた人文学から開いた人文学へ：資料のデジタル化がもたらすもの」

代表：永井 正勝

##### 企画主旨

代表者は、日本オリエント学会第54回大会にて、企画セッション「文献資料のデジタル化とその活用：オリエント研究におけるデジタル・ヒューマニティーズの可能性」を開催した。そこでは、対象を文献資料に限定し、作業の流れをいわば“縦”に追うかたちでデジタル化の目的・手法・作成・利用について4つの発表を行った。その後の全体討論では、人文系学問におけるデジタル化の意義について論じられ、データの共有、暗黙知の形式知化、デジタル化が学史上要請されていること、などが指摘された。そこで今年度のセッションでは、前年度に指摘されたデジタル化の意義を具体的に追求すべく、対象を“横”に広げ、①古代音楽資料 [竹内]、②壁画資料 [菊地]、③考古資料 [江添] を扱う3つの発表を設定した。これらの発表は、対象資料も作成目的も異なるものであり、それゆえ、多様な角度から、資料のデータベース化の意義と問題点が明らかとなった。

全体討論では、発掘資料の公開の即時性、データベースにおける解釈の多義性の扱い、データベース作成者と利

用者との間の資料解釈に関する相互的なやりとりの重要性、人文学者と情報系学者の学術的なマッチングの場の必要性、などが指摘された。

## 5. 音楽資料のデジタル化：微分音などの記譜の共有に関する試み

竹内 茂夫

古代オリエントの音楽の楽譜の復元を試み、その成果をデジタル的に共有する場合、何らかの形で記譜が必要と考えるであろう。記譜をデジタル化する試みは、既にいくつか存在する。MusicTeX および MusiXTeX、楽譜作成アプリケーションから書き出すことが多い MusicXML、やはり XML で記述する Music Encoding Initiative、そして TeX に似た構文を用いる LilyPond などである。

しかしながら、記譜以前に、古代オリエントの音楽テキストが表している語や数字が何を意味しているかを考えなければならない。そこで、考える一助として、前6世紀から音楽理論の記述がある古代ギリシアの音階について考察した。「トノス」と呼ばれる「全音」の音程の幅は、ピュタゴラス（前582-496）の協和音である完全5度（3：2）と完全4度（4：3）の差（9：8）である。これは、純正律の「大全音」と同じである一方で、現代の鍵盤楽器などでよく使われるもののうねりが生じる12平均律とは異なる。また、「半音」は「全音」の半分ではなく、完全4度から2つのトノスを除いた「残り（レイマ）」（256：243）であって、小半音と同じではあるが、ここでも12平均律とは異なる。

これらを記譜する試みも存在するが、五線譜はいわゆる「音素表記」であって、例えば全音が記されていてもその幅はトノスのそれなのか平均律なのかはわからない。それらの音程の細かな差異を記述するような「音声表記」は通常行わず、演奏者に委ねられていることが多い。古代ギリシア音楽と同様、各地の古代の音楽において広く使われており、古代オリエントでもおそらく使われていたであろうピュタゴラスの音律を復元するためには、どのように記譜するかそのものも問題となろう。あるいは五線譜以外で記譜するような方法も考えなければならないかもしれない。その点、LilyPond は、文字による記譜方法としては上述の記譜法のうち最も容易であろう。

音楽である以上演奏することが求められる。その場合、上記の音律が容易に実現できる楽器が必要となろう。しかも、当時チューナーなどがなかったことを考えると、耳だけで自ら容易に調律できる楽器だったであろうし、それが可能な楽器としては、古代ギリシアはもとより古代オリエントの文献にも表れるリラ、ハーブなどの撥弦楽器がふさわしいだろう。

## 6. 古代エジプト壁画資料のデジタル化：アムドゥアト書の史料化を例として

菊地 敬夫

アムドゥアト書は、古代エジプト人の思い描いた冥界を図像とテキストで表したものである。本発表では、壁画としてのアムドゥアト書をデジタル化するというプロジェクトの出発点を確認し、デジタル化がもたらすものに関して展望した。

報告者は早稲田大学古代エジプト調査隊による現地調査に参加し、エジプト・ルクソール西岸の王家の谷に位置するアメンヘテプ3世王墓の埋葬室で、アムドゥアト書の調査を進めてきた。現在、アムドゥアト書の全体をモニター上で歪みなく、原寸大まで拡大表示できる画像とその翻訳・翻訳のデータベースをリンクし、表示するデジタル画像史料の編纂に取り組んでいる。

アメンヘテプ3世王墓のアムドゥアト書について初めて記述した J.-F. Champollion は、アムドゥアト書がどのように記されているのかに注目した。この王墓の壁面に、パピルス紙に記されたテキストがそのままの字体で施されている点は、アマルナ時代以前の王墓に見られるアムドゥアト書の「モノ」としての特徴である。アムドゥアト書の図像の表現様式にも同時代を境として時代差が認められるが、それらを時代差としての理解に留めるのではなく、アムドゥアト書の「モノ」としての在りかた自体が、同書が如何なるコンテキストで王墓の装飾に用いられたのかを解明する手掛かりになるとと思われる。

このような問題意識をもって既存のアムドゥアト書の史料と向き合おうとすると、アムドゥアト書の表記や図像をあるがままに記録した史料がない。本報告では、そのような史料状況を、C. R. Lepsius, V. Loret, P. Bucher, A. Piankoff, S. Schott, E. Hornung, また報告者自身によるこれまでのアムドゥアト書の史料化の例を紹介し、それぞれの特色と限界について述べた。最後に、文化財の保存と活用にデジタル技術を応用する活動を続けている Factum Foundation がネット上に公開したトゥットアンクアメン王墓の埋葬室の壁画を取り上げた。その西壁にはアムドゥアト書の1時が施されており、公開されたデジタル画像が、今後、どのように研究利用されるのか注視したい。

アムドゥアト書の編纂は、編者の問題意識と利用可能な記録手法によって方向性が定められていた。今日のデジタル技術を利用すれば、情報量は飛躍的に増し、画像として資料のあるがままの姿を編纂することが可能となってきた。今後、そのような史料は編者の意図を超えたところで、多様な視点からの研究に利用されうる「研究資源」として位置づけられるようになるのではなかろうか。

## 7. 東地中海地域の初期キリスト教会堂遺構のデータベース化

江添 誠

日本では聖書記述や文献史料による研究で初期キリスト教徒の活動に関する考察されているが、考古学調査によって得られた個々の教会堂遺構の状況を踏まえた研究は極めてその数は少ない。その最大の要因は、聖書学分野と考古学分野の学問的な隔たりと中東情勢の不安定さに起因する現地調査を伴うキリスト教考古学的な研究が進んでいないことにある。さらに発掘調査によって得られた情報は報告書の記載データしか共有できず、埋め戻しや保存のための覆いが行われると調査関係者以外がモザイクの現状などを把握することは困難である。考古学発掘調査で出土した遺構が内包する情報をデータベース化して共有することができれば、考古学や聖書学をはじめ建築学、地理学、文化遺産学などの研究における基礎的な資料を提供することとなり、研究の進展に大きく寄与することができる。

報告者は近年の発掘調査によって明らかになりつつある東地中海地域の教会堂遺構のデータを現地調査と発掘報告書から収集し、データベース（名称：Database for Ancient Churches in Eastern Mediterranean Area 略号：DAC EMA）の構築に取り組んでいる。

本データベースは次の18項目を立ててデータシートを作成した。①Name：教会堂名。②Country：教会堂の位置する国名。③City：都市名。④Position：地点座標。⑤Location：位置。⑥Date：建築年代。⑦Type：建築形式。⑧Dimension of Nave－Aisles：外陣面積（身廊＋側廊）。⑨Inscription：銘文。⑩Bible Reference：聖書出典箇所。⑪Historical Reference：一次文献史料出典箇所。⑫Excavation：発掘調査暦。⑬Existing State：教会堂遺構の現状。⑭Bibliography：研究文献。⑮Note：備考。⑯Plan：実測平面図。⑰Photo：写真データ。⑱Figure：その他の図像データ。

データベースの構築作業で出てきた課題は、データベースを提供する側のメリットが少ないという点である。多くのデータベースが公的な機関が提供するものになっているが、個人のデータベースがより研究に活用できる環境を作ることは研究の進展のために必要であろう。FacebookのようなSNSとの連動によって研究者たちがそれぞれ所有しているデータを共通のデータシートで共有することで、一方的なデータの提供というデメリットが減り、データそのものが飛躍的に拡大するとともに研究者間の連携も促進することができるのではないかと考えている。

## ポスターセッション

### 1. 新石器時代農耕民による穀物貯蔵の地考古学的研究：ギョイテベ遺跡の事例（南コーカサス）

門脇 誠二・赤司 千恵・西秋 良宏

新石器時代の西アジアにおける初期農耕の考古学研究は数多いが、農耕のはじまりや発達に深く関わったと考え

られる食糧貯蔵を直接示す考古学的記録は非常に限られている。先史時代の貯蔵活動の証拠は、貯蔵庫と推測される遺構の形態やサイズといった間接的データがほとんどである。

南コーカサスにおける最古の農耕村落の遺跡（約8,000-7,200年前）でも、貯蔵庫と推測される円形の粘土製容器状遺構が数多く発見されてきたが、その貯蔵物はこれまで不明であった。筆者らは2008年からアゼルバイジャン科学アカデミーと共同でギョイテベ遺跡（アゼルバイジャン）における新石器時代の集落を調査しているが、貯蔵庫と思われる円形遺構の用途に関する新たな証拠を得るための研究を行ってきた。具体的には、円形遺構の覆土と周辺の堆積物を採取し、炭化植物の回収と同定を行うと同時に、土壌に含まれる微細植物遺存体（phytolith）と反芻動物糞の球類（faecal spherulite）の密度を調べた。また、遺構覆土の堆積過程を把握するために、土壌微細学的な観察（micromorphology）も行った。

その結果、一部の円形遺構の底の堆積物のほとんどが、ムギ類の花序部分の phytolith で構成されていることが明らかになった。同じ遺構から回収された炭化植物には、裸性オオムギやコムギの花序部分が多く含まれている。また、本遺構出土の phytolith は、解剖学的連結が分断されている比率が高く、脱穀や製粉などを実験的に加えたムギ類の phytolith の状態と整合的である。実際に、同じ遺構から製粉用の磨石2点が完形で一緒に出土している。さらに、この遺構の底の堆積物には faecal spherulite がほとんど含まれておらず、遺構外の堆積物の二次的混入の可能性は低い。土壌微細形態の観察では、遺構の底面に沿って phytolith が平行に並んで堆積している様子が見られた。これは、意図的な敷き、あるいは植物質食料を繰り返し貯蔵した結果と考えられるが、いずれにしても、容器底の余分な湿気を除去し食物の腐敗を防いだ効果があったと解釈できる。また、炭化植物としてムギ類と一緒に出土した *Artemisia* の種子は、その民族誌の利用例によると、害虫から食物を防ぐ効果が意図されていたかもしれない。

## 2. エジプト・アメンヘテプ3世王墓第3期壁画保存修復プロジェクト

吉村 作治・近藤 二郎・西坂 朗子・高橋 寿光

早稲田大学エジプト学研究所は、エジプト・アラブ共和国、ルクソールの世界遺産・王家の谷のアメンヘテプ3世王墓において、1989年より調査を継続してきた。2000年まで15回にわたって行われた考古学的調査に引き続き、2001年から日本国外務省ユネスコ/日本信託基金の助成を受け、またユネスコ、エジプト考古最高評議会（現エジプト考古省）の協力を得て、保存修復作業を実施してきた。これまで、2回の予備調査、第1期、第2期の2回の長期的な保存修復作業を実施し、約80%の壁画の保存修復を完了した。

第1期、第2期プロジェクトの継続として、2011年10月から2012年5月まで、第3期保存修復プロジェクトを実施した。第3期プロジェクトも、これまで同様に日本国外務省ユネスコ/日本信託基金の助成を受け、またユネスコ、エジプト考古省の協力を得た。また継続して、イタリア人のジョルジョ・カプリオッティ氏が主任修復士を務め、その指導のもと、日本人、エジプト人の修復チームが作業を行った。

第3期の作業では、天井壁画の保存修復が主な課題となった。アメンヘテプ3世王墓の天井には、濃紺の背景に黄色の星を描いた壁画で飾られている。他の壁画と同じく、これまでコウモリが長年にわたり王墓に出入りした結果、その排泄物や微生物の影響などで天井壁画は汚れていた。また壁画の自然崩落、亀裂進行などによる崩落の危機にあった。これ以上の崩落を防ぐために、まず壁画と母岩との固定処置を実施した。その後、クリーニングを行い、壁画劣化の原因となるコウモリの排泄物、微生物の除去を実施した。第3期の作業により、天井壁画の古代の色が蘇るとともに、壁画の固定、汚れの除去が完了し、これ以上の劣化を防ぐことができた。

また、第3期プロジェクト期間中には、今後の保存修復のための亀裂の調査、アメンヘテプ3世石棺の保存修復、エジプト、日本の修復アシスタントのトレーニング、保存修復のための壁画顔料の化学分析、修復後の写真記録なども実施した。

### 3. 古代エジプト神官文字文書のアノテーション付与型データベース：

#### Hieratic Database Project (HDB) の取り組み

永井 正勝

文献資料を扱う研究者はすべからず、1次資料としての原典を参照しなければならないはずであるが、エジプト学の中に身を置いてみると、1次資料としての原典を参照している研究者が少ないことに驚かされる。より限定して言えば、神官文字と呼ばれる文字体系で書かれた文書については、1次資料としての神官文字を読み解いている者が極端に少ないのである。コプト文字で書かれた資料はコプト文字のままに読まれ、民衆文字で書かれた資料は民衆文字のままに読まれ、聖刻文字で書かれた資料は聖刻文字のままに読まれるというのに、神官文字で書かれた資料だけは神官文字のままに読まれることがほとんどなく、御偉方の学者によって聖刻文字体系に“文字翻訳(転写)”された代替物が“原文”扱いされ、多くの者がそれを参照しているのである。これはつまり、神官文字を読むことのできない学者達が、その帰結として聖刻文字への“文字翻訳”しか読んでいないのに、それでもって1次資料を読んだものと見なされる、というエジプト学独自の馴れ合い主義的な学問伝統があることを意味している。しかも、聖刻文字に“文字翻訳”されているがゆえに、それが代替物であるということが、外部からは悟られ難くなっている。しかしながら、神官文字資料を神官文字のままに読まないようでは、1次資料としての原典を参照しているとは、とうてい言えないはずである。発表者はこのような問題意識のもと、神官文字文書のアノテーション付与型データベースの構築に共同で取り組んでいる。

本データベースははまだ構築中のものであるが、WEBで作動するシステムを採用しており、ログインすると Gallery 画面と Search 画面が参照可能となる。このうち、Gallery 画面では、拡大縮小が可能な、神官文字資料の高精細画像が表示される。この画面で神官文字資料の任意の箇所カーソルを合わせると、文字の1つ1つが自動で範囲選択されるとともに、文字番号、発音、Möller の神官文字字形、そしてその文字を含む単語の情報(意味、品詞)がサイドパネルにポップアップで表示される。また、Search 画面では、文字種、文字の音価、単語転写、品詞、意味、文法範疇など、言語要素のあらゆる項目から検索を行うことができ、且つ結果画面には当該箇所の文字写真が併置される。つまり、本データベースは、アノテーションとして付与した言語記述と、原典の写真とがリンクしたシステムとなっている。発表では実際にシステムにログインし、データベースのデモンストレーションを行った。

### 4. 古代スーダンの製鉄技術復元試論：メロエ遺跡表採資料理化学分析成果を中心として

関廣 尚世

スーダン共和国に位置するメロエ遺跡は、「アフリカのバーミンガム」または「鉄の都」とよばれ、古代製鉄遺跡として知られてきた。また、2011年には世界遺産として登録され、スーダンを代表する遺跡のひとつとなっている。

本発表では、古代スーダンにおける製鉄技術復元の一助とするためにロイヤルシティ、ピラミッド群、太陽神殿、採石場の一つと考えられるゲベル・アブ・シャルで採集した鉄滓や鉄石の化学分析等を行った。分析の対象となったのは6点で、すべての試料で顕微鏡観察と化学分析を行い、うち2点はX線回折、1点はEPMA分析を行った。

これらの分析の結果、ゲベル・アブ・シャルと太陽神殿の鉄滓試料、ロイヤルシティとピラミッド群で表採した鉄滓と鉄石との間に相関関係が見られたため、ゲベル・アブ・シャルが採鉄場の一つであったことが判明した。さらに次のような特徴も観察できた。

第1にメロエの場合は、塩基成分を多く含む鉄滓石を用いず、あえて加えることもしなかった可能性が高い。また、このような塩基性成分を多く含まず、低融点の鉄滓が生じる炉内では炭素量の低い鋼(軟鉄)が生産されたと考えられる。

第2に全体として五酸化リン( $P_2O_5$ )が多く含まれる傾向にあり、銅(Cu)主体の微細粒が確認できる試料も存在したことから、これらがメロエの製鉄原料鉄石の特徴を示していると考えられる。

ただし、T. レーレン (Rehren) 氏によるメロエ遺跡、北西マウンド1出土のスラグ分析では、酸化鉄 (FeO) が鉍滓にあまり含まれず、銑鉄が生産された可能性もあるという分析結果であることや、B. アブドゥ (Abdu) や R. ゴードン (Gordon) によるトシュカ遺跡やアーミンナ遺跡出土の鉄器分析事例では、異なる炭素量でリン酸や砒素の化合比率も異なる複数の鉄塊を用いて一つの製品を作った痕跡が認められており、鉄素材の作り分けを行っていた可能性が指摘されている。

本発表で対象とした試料のみで古代スーダンの製鉄技術を完全に復元することは難しいが、採鉍・炭作り→選鉍・焙焼→製鉄→製錬・精錬・鍛錬鍛冶→仕上げという鉄器製作過程の前半部分を検討するための手がかりとしたい。

## 5. 物質文化からみた形成期のユダヤ教共同体と鉄器時代末期の大型複合建造物：

テル・レヘシュ第七次発掘調査成果報告

月本 昭男・市川 裕・長谷川修一・小野塚拓造

2013年8月、テル・レヘシュ調査団はイスラエルの下ガリラヤ地方に所在するテル・レヘシュの第七次発掘調査を実施し、以下の2点について新たな知見を得た。

### (1) 初期ローマ時代

初期ローマ時代のテル・レヘシュは小規模な村落であり、その中心に、複数の部屋と空間で構成される比較的大きな建造物があった。この建造物は、切石の柱が並んだ「ウィンドウ・ウォール」と呼ばれる仕切り壁に特徴づけられ、一階部分が良好な状態で残存している。第7次調査ではさらに2つの部屋が発掘され、1～2世紀に位置づけられる土器、フレスコ片、ユダヤ教律法で穢れを免れるとされる石灰岩製容器などが出土した。新たに出土した2枚のコインの発行年と土器の年代を合わせると、現時点では、初期ローマ時代の村落は1世紀中頃～2世紀初頭に営まれていたと考えることができる。この集落はおそらく、付近のタボル山も戦場となった第二次ユダヤ・ローマ戦争 (132～135年の) の前に放棄されたのであろう。この時期はちょうど、ラビ・ユダヤ教の形成期に相当し、考古学から復元される当時の村落部における生活実態は、関連分野にとっても重要な情報となる。

### (2) 鉄器時代末期

鉄器時代末期の大型複合建造物の発掘を継続した。同建造物は1辺が50mを越す規模の方形プランであったと推定され、近隣地域における拠点となっていたようだ。出土した遺物は同建造物がおそらく前7世紀末以降に築造されたことを示す。北イスラエル王国滅亡後 (前722年)、ガリラヤ地方は新アッシリアによって属州メギドの一部とされた。この属州支配のシステムはその後、前6世紀前半に新バビロニアに、同世紀後半にアケメネス朝ペルシアに継承されたとするのが定説であるが、具体的な検証は十分に行われておらず、特にイスラエル北部の地域においては「研究の空白」となっている。したがって、今回発掘された複合建造物の調査をさらに進めることで、ガリラヤ地方における新バビロニアやアケメネス朝ペルシアの属州支配やその影響を明らかにすることができるかと期待される。